

一関市

景観計画

資料編6 景観法に基づく支援制度

## 資料編6. 景観法に基づく支援制度

### 6－1 景観法に基づく支援制度

景観法および景観計画は、「規制・誘導」を図ることが実現化方策の内容となっていますが、建造物等に対する規制を行う一方で、景観重要建造物や同樹木の修復や周辺の街並み整備に対する支援制度として「景観形成総合支援事業」があります。

また、景観形成総合支援事業のほかに、平成20年に施行された「歴史まちづくり法」、「観光圏整備法」においても、前者は「歴史的環境形成総合支援事業」、後者は「観光圏整備事業」といった支援措置があります。本市は平泉の文化遺産をはじめとした歴史的資源があるとともに、広域的な観光圏の一体的整備といった観点から、これらの制度の活用可能性についても、今後検討していきます。

## 【景観形成総合支援事業】

事業の概要	対象	以下①かつ②～④のいずれかを満たす地域 ①景観重要建造物又は景観重要樹木の存する地域 ②外客誘致法に基づく外客来訪促進地域 ③認定を受けた歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり法）の重点区域 ④観光圏整備法に基づく認定観光圏整備実施計画の区域
	事業主体	市町村への直接又は間接補助
	補助率	直接補助は事業費の1/3、間接補助は事業費の1/3又は市町村補助率の1/2
	期間	採択後3年以内の執行
	対象事業	必須事業 景観重要建造物の修理・買取又は移設。景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取 選択事業 必須事業対象の隣接地や周辺、周遊ルート上における以下の事業 ・ 景観重要構造物の外観修景 ・ 重要構造物以外の建築物・工作物・屋外広告物の外観修景、除却、電線類の地中埋設化 ・ 案内板の設置や四阿、ベンチ等の整備、観光案内所や駐車場の整備等（土地購入費以外） ・ 道路舗装や植栽、せせらぎ等の整備（土地購入費以外） ・ 研修・イベント等の景観形成活動

※ 市町村負担分についてはまちづくり交付金事業と同じ地方債措置あり

(外客誘致法に基づく外客来訪促進地域 (岩手県下))

市 (12市)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、 <b>一関市</b> 、陸前高田市、釜石市、八幡平市、奥州市
町 (6町)	雫石町、葛巻町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、岩泉町
村 (2村)	滝沢村、田野畠村



【歴史的環境形成総合支援事業】

事業の概要	対象	歴史まちづくり法に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の重点区域の区域			
	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体</li> <li>・ 市町村を構成員に含む法定協議会</li> <li>・ 民間団体・個人（市町村を通じた間接補助）</li> </ul>			
	補助率	コア事業（総事業費の1／2）、付帯事業（総事業費の1／3）、間接補助は事業費の1／3又は市町村補助率の1／2			
	対象事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">コア事業</td> <td>I 歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設</td> </tr> <tr> <td>付帯事業</td> <td>           II 歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域における周辺施設の整備            ①歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善            ②歴史的風致形成建造物等の活用を促進するための施設の整備            III 歴史的風致形成建造物等の活用に係るソフト事業         </td> </tr> </table>	コア事業	I 歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設	付帯事業
コア事業	I 歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設				
付帯事業	II 歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域における周辺施設の整備 ①歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善 ②歴史的風致形成建造物等の活用を促進するための施設の整備 III 歴史的風致形成建造物等の活用に係るソフト事業				



## 【観光圏整備事業】

事業の概要	対象	① 観光関係団体、農林漁業団体、NPO等幅広い関係者からなる法定協議会の協議結果に基づき地方公共団体が「観光圏整備計画」を作成。 ② 同計画に沿って、観光圏整備事業を行う者が共同で「観光圏整備実施計画」を策定し、国土交通大臣の認定を受ける。 ③ 認定を受けた「観光圏整備実施計画」に基づき実施する事業で、観光圏整備事業検討会（第三者委員会）の推薦を受けて国土交通省が採択し、以下の経費を補助支援（観光圏整備事業補助制度）。
	事業主体	観光圏整備法第5条に掲げる法定協議会の代表者又は協議会と同等の組織の事業者及び広域的な観光振興の実績を有している法人
	補助率	総事業費の40%
	期間	原則2か年（最大5か年）
	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊魅力向上事業費</li> <li>・観光圏商品企画開発・販売促進事業費</li> <li>・観光圏人材育成事業</li> <li>・観光圏情報提供事業</li> <li>・その他観光圏の整備に資する事業費</li> <li>・観光圏イベント開発事業費</li> <li>・観光圏体験・交流・学習促進事業費</li> <li>・観光圏交通整備事業</li> <li>・観光圏モニタリング調査事業</li> </ul>

## 観光圏整備事業費補助

### 目的

観光立国の実現に向けて国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するためには、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上の滞在型観光を促進する観光圏を形成することが必要である。このため、地方自治体、観光関係団体、農林漁業団体、NPO等地域の幅広い関係者が連携した地域の活性化の取り組みを総合的かつ一体的に支援するため観光圏整備事業費補助制度を創設し、観光圏の形成を促進する。

### 補助対象事業例

- ① 宿泊魅力向上事業  
宿泊（共用）施設外観整備、共通食事クーポン、共通入浴券等の企画開発、従業員研修経費等
- ② 観光圏イベント開発事業  
新規イベント開発の制度設計費、パンフ作成費
- ③ 観光圏商品企画開発・販売促進事業  
マーケティング調査、ロゴ等作成経費、土産品・地産地消メニューの開発・販売事業及び起業化支援、商品販売のための空き店舗活用経費、パンフ作成経費等
- ④ 観光圏体験・交流・学習プログラム開発事業  
体験・交流・学習施設の改良経費、体験・交流・学習プログラム商品の企画開発経費、パンフ作成経費等
- ⑤ 観光圏人材育成事業  
観光従事者及びガイド等の育成経費（講師の派遣費、教材作成費等）
- ⑥ 観光圏交通整備事業  
二次交通需要（実証実験）調査、共通乗車券の企画開発、レンタカー活用支援費（多言語カーナビ等）、レンタサイクル活用支援費等
- ⑦ 観光圏情報提供事業  
認定観光圏案内所の開設・運営初期経費、ITを活用した情報提供・案内システムの開発・運営初期経費、案内板の設置、観光案内標識の整備費、観光圏へのアクセスするための公共交通施設整備の経費（施設に係る外国語標記案内板整備、外国語対応券売機整備）等
- ⑧ 観光圏モニタリング調査事業  
上記以外の個別事業で国交大臣が必要と認めたもの。

○対象者：観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は県を含む協議会

○補助率等：40%

○支援スケジュール＝20年度予定＝

8月公募開始

9月公募締め切り

10月公布決定

○お問い合わせ先：中部運輸局企画観光部  
観光地域振興課  
TEL:052-952-8009

○施策の詳細は下記URL参照

[http://www.mlit.go.jp/kisha/  
kisha08/01/010128\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010128_.html)

